

裁、決、書

審査請求人



処 分 庁 広陵町長

審査請求人が、令和7年8月5日付けで提起した処分庁による介護給付費等返還処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（介護給付費等返還命令審査請求事件（令和7年度審査請求第2号。以下「本件審査請求」という。）について、広陵町行政不服審査会に諮問し、その答申を得て、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和2年5月から令和6年9月までの間、就労継続支援B型事業所[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）に係る介護給付費等において、目標工賃達成指導員配置加算訓練給付費を算定した上で訓練給付費を請求し受領した。
- 2 奈良県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第10条第1項の規定に基づく監査の結果、審査請求人は目標工賃達成指導員を適切に配置していないにも関わらず訓練給付費を不正に請求、受領したとして処分した。処分庁は、令和7年5月12日付けで奈良県福祉保険部総務課長から各市町村障害福祉担当課長宛てに発出された「障害福祉サービス事業者に対する監査の結果及び改善等について（通知）」に基づき、奈良県から送付された関係調書を精査し、返還命令書（令和7年6月3日付け広社福第313号）により令和7年7月2日を期限として審査請求人に返還を命じた。
- 3 審査請求人は、令和7年8月5日付けで処分庁である広陵町長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分を不服とし、本件処分の取消しをすべきと主張する。主張の理由は、以下のとおりである。

- (1) 目標工賃達成指導員については「常勤」の職員であることは求められているものの、「常駐」までは要求されていない。目標工賃達成指導員の配置にかかるルールは、曖昧であり、奈良県による解釈が一義的に正当と判断できるようなものでない。
- (2) 40%の加算金まで納付させられるような事実がない。
- (3) 本件処分について、処分庁発出の返還命令書には結論のみが記載されているだけで、理由が附記されていない。

2 処分庁の主張

上記審査請求人の主張に対し、それぞれ概ね以下のとおり弁明し、本件審査請求は棄却されるべきであると主張する。

- (1) 目標工賃達成指導員配置加算については、常勤の目標工賃達成指導員を一人以上配置することにより加算されるものであるところ、奈良県の監査結果によると、「目標工賃達成指導員を適切に配置していないにもかかわらず、訓練給付費を請求し受領したことが確認された」とされている。奈良県による関係調書から目標工賃達成指導員である■■■■氏（以下「■■■■氏」という。）は■■■■には開設当初から一度も出勤していないと認定されており、また、本件審査請求の記載から■■■■の常勤職員が不在である（常駐していなかった）ことを審査請求人自らが認めている。
- (2) 奈良県の監査結果に基づき訓練給付費の不正請求が確認されたことに伴う当該介護給付費の返還に付随する処分として、障害者総合支援法第8条第2項に基づく加算金を付して返還を求めたことによるものである。
- (3) 理由の記載及び本件処分に関して不服がある場合の手続に関する教示の記載等、一部の記載が不足していたことは事実である。しかし、その事実のみをもって本件処分自体の取消しを求める審査請求人の主張は認められないものである。

第3 理由

1 本件処分に係る関係法令及び例規の規定について

- (1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項において、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない旨定めている。
- (2) 障害者総合支援法第8条第2項において、市町村等は、障害者総合支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、障害者総合支援法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、障害者総合支援法第五

十一條の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は障害者総合支援法第五十四條第二項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる旨定めている。

2 争点及び判断

(1) 行政手続法における理由の附記について

本件処分は、審査請求人が令和2年5月から令和6年9月までの間、[REDACTED]に係る目標工賃達成指導員配置加算訓練給付費を算定した上で訓練給付費を請求し受領した介護給付費等において、処分庁が令和7年6月3日付け広社福第313号の返還命令書により審査請求人に返還を命じたものである。当該返還命令書における返還の理由については、不正請求が判明し、奈良県から通知があった旨のみが記載されていた。

理由の附記については、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨であると解するべきであり、請求人が主張するように、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して処分がなされたかを、その記載自体から名あて人の知りうるところとならねばならず、名あて人がたまたま理由を知り得たかどうかは、理由の附記にあたって考慮してはならないものと解される。そうすれば、根拠となる法令の条項及び不利益処分の原因となる事実の記載はされていなかった当該返還命令書においては、理由の附記については不備があったといわざるをえない。

この点につき、審理員意見書において、理由の附記内容が違法とはいえないとしつつも、返還の根拠となる法令の明示等及び教示文を記載した方が丁寧であったといえるとの意見が述べられていたことを踏まえ、処分庁において、令和7年12月22日付け広社福第1335号をもって返還命令書の訂正等に係る通知を発出し、自ら返還理由の説明を行っており、審査請求人が根拠となる法令の条項及び不利益処分の原因となる事実を把握することができるよう努めていたことが窺える。しかし、当該訂正通知によっても、当初の返還命令書から当該通知までの期間において、答申書のとおり審査手続において不服申し立てを行うか否かの判断、また行ったとしても十分な不服申立て理由を主張することができず、適切な救済手段を失うという被処分者の不利益は免れず、当該通知によって理由の附記に係る不備が治癒されていると認定することはできない。

(2) 目標工賃達成指導員配置加算の不正請求及び40%の加算金の適正性について

(1)における本件処分に係る理由の記載不備をもって、本件処分の取消事由となることは明らかであり、本件処分に係る返還の前提となる事実関係及び40%の加算金の適正性など審査請求人のその余の主張について判断するまでもなく、本件処分は取り消すべきであると判断する。

3 審理員意見書と異なる判断の理由

審理員意見書において、以下のことから本件処分の取消しを求める審査請求には理由がないため、棄却されるべきであるとの意見を述べていた。

- (1) 本件処分に係る目標工賃達成指導員の役割を果たしていないことを目標工賃達成指導員が自ら認めていることから本件処分に違法又は不当な点は認められないこと。
- (2) 本件処分における40%の加算金について、目標工賃達成指導員が[REDACTED]に出勤したように装った出勤簿を作成しており、障害者総合支援法第8条第2項の「偽りその他不正の行為により（中略）その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。」に規定される「偽りその他不正の行為により」に該当し違法ではないこと。
- (3) 返還命令書の「4 返還理由」には、「当該事業者が実施した障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス（介護給付費等における目標工賃達成指導員配置加算）において不正請求が判明し、奈良県から通知があったため。」と記載されており、奈良県が実施した監査において[REDACTED]氏が当該事業所へ一度も出勤していないこと等を自らが認めていることから、目標工賃達成指導員配置加算における訓練給付費の不正請求に基づく返還が生じたことを容易に了知し得ること、当該加算は客観的に当該指導員を配置せずとも加算されるものではないことは明らかであること。

広陵町行政不服審査会の答申を踏まえ検討した結果、本件処分は、2記載のとおり行政手続法第14条第1項の要求する理由の附記に不備があることから、取消しを免れ得ないと判断する。

第4 結論

第3 理由2のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和8年5月29日

審査庁 広陵町長 吉村 裕



（教示）

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、広陵町を被告として（訴訟において広陵町を代表する者は広陵町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法で

あることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、広陵町を被告として（訴訟において広陵町を代表する者は広陵町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、裁決の取消しの訴え又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。